乙金台区規約

第1章　総　　則	
第1条	本区は、乙金台区(以下「区」という。)と称し、事務所を乙金台公民館に置く。
第2条	区は、大野城市乙金台区に居住する各世帯の住民(以下、「区民」という。)をもって組織する。
第3条	区を細分して、これを「組」と称する。ただし、世帯数の増減により組織の見直しをすることができる。
第4条	区は、区民の連帯・融和と活力に満ちた地域社会の形成を目指し、文化的で明るく住みよい町づくりを目的とする。
第5条	区は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
	1. 区の福祉に関する事項
	2. 区の親睦に関する事項
	3. 区の保健衛生に関する事項
	4. 環境整備に関する事項
	5. 防犯活動に関する事項
	6. 公民館活動(公民館使用規程は別に定める。)に関する事項
	7. その他、第4条に規定する目標達成に必要な事業の実施
第2章　機　　関	
第6条	区に次の機関をおく。
	1. 総　会　　2. 運営委員会
第7条	総会は、区の最高決議機関であって、次の事項を決定する。
	1. 役員改選に関する事項
	2. 規約改正に関する事項
	3. 事業計画に関する事項
	4. 予算、決算に関する事項
	5. その他の重要事項
第8条	総会は区長が招集する。
	総会の招集にあたり、少なくとも開催日の10日前迄に、日時、場所及びその会議の目的たる事項を区民に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
	1. 定期総会(毎年1回)
	(1) 決算、事業実施報告承認及び予算、事業計画審議
	(2) 区役員人事審議及び承認
	(3) その他の重要事項
	2. 臨時総会(区長、運営委員会が必要と認めたとき、及び区民の3分の1以上 の申し出があったとき)
第9条	総会は区民の2分の1以上の出席(委任状を含む。)がなければ開くことができない。ただし、総会を再招集しても出席者(委任状を含む。)が2分の1に満たないときでも、5分の2以上の出席者により開会することができる。
第10条	総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。
第11条	運営委員会は、総会に次ぐ議決及び執行機関であって、区長、副区長、事務局長、会計、代表幹事、幹事、相談役、民生・児童委員、少年相談員、少年補導員、各部部長をもって構成し、総会に諮るべき事項並びに次の事業を行い、その執行については連帯して責任を負うものとする。なお、各部とはシニアクラブ、子供育成会、福祉部、食進会、体育部、文化部、女性部、文庫部とする。
	1. 総会で決定された事項
	2. 規約で定められた事業の執行
	3. 簡易な事項及び緊急な事項で総会を招集することが困難なとき
第12条	運営委員会は、次の場合区長が招集し、区長が議長となる。
	1. 業務運営に関する事項
	2. 運営委員の3分の1以上の申し出があったとき
	3. その他、区長が必要と認めたとき
第13条	運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会及び議決するこ とができない。
	議決時に賛否同数の場合は、議長が決する。

第3章　役　　員	
第14条	区に次の役員をおく。

乙金台区規約

	1. 区長:1名　　2. 副区長:1名　　3. 会計:1名　　4. 幹事:若干名　　5. 監査員:2名
	ただし、以下については区長が必要と認めた場合にのみおくものとする。
	1. 相談役:1名　　2. 事務局長:1名　　3. 代表幹事:1名
第15条	役員の任期は1期2年(当該年度の総会から翌々年度総会まで)とし、区長以外の役員については留任は妨げない。なお、区長の任期については別に定める。
	1. 区長の選考は、「乙金台区区長選考規程」による。
	2. 他の役員は、区長が推薦し、総会において承認を受けるものとする。
	3. 役員に欠員が生じたときは、その補充を区長が選考の上推薦し、運営委員会の承認を受け、直近の総会において報告する。ただし、補充役員の任期は、前任役員の残存期間とする。
	4. 役員は、任期満了後に於いても、次期役員が決定するまでの間は、特別な事情がない限り、その職務を引き続き執行しなければならない。
第16条	区長は、公民館長(以下館長という。)を兼務し、業務の全てを統括する。また、役員を総会の承認を得て委嘱する。
第17条	副区長は、区長(館長)を補佐し、区長(館長)に支障があるときは、その職務を代行する。
第18条	事務局長は、区及び公民館の事務を執り、諸会議の議事を記録し、書類を整理し保管する。ただし、事務局長不在の場合は、副区長がその業務にあたる。
第19条	会計は、区及び公民館活動における出納保管業務、帳簿整理及び予算、決算書を作成する。
第20条	運営委員は、区及び公民館事業全般の計画・実施に関与し意見を述べその実施について責任を分担する。
第21条	監査員は、毎年度少なくとも1回は次の事項について監査を実施し、その結果を総会において報告しなければならない。
	1. 業務の執行状況
	2. 財産の管理状況
	3. 予算の執行状況
第4章　区民の権利及び義務	
第22条	区民は、規約にしたがって区の役員並びに組長となり、区長を「乙金台区区長選考規程」に従って選考することができる。 また、役員の行動、区関係業務及び公民館業務の遂行・処理状況について、総会にて報告を求め意見を述べることができる。
第23条	区民は、所定の区費を納入しなければならない。
第5　章会　　計	
第24条	区の経費は、次の収入をもって充てる。
	1. 区　費
	2. 臨時区費
	3. 寄付金
	4. 市補助金または市助成金
	5. その他の収入金
第25条	区費は、組長が徴収し区に納入するものとする。
第26条	臨時区費は、特別に必要な場合に限り徴収することができる。
	臨時区費の徴収にあたっては、総会の承認を得なければならない。
第27条	既納の区費は、月割計算にて残期間分を返還する。(ただし、その月に1日でも居住した場合は1ヶ月とみなす。)
第28条	予算及び決算については、総会の承認を得なければならない。
第29条	会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第6章付　　則	
第30条	本規則は、総会において3分の2以上の同意を得なければ改正することができない。
第31条	役職手当てについては、「乙金台区規約細則」に定める。
第32条	各組に組長をおき、区及び公民館活動の補助業務を行なう。
第33条	役員が区及び公民館活動において必要な旅費及び諸経費については、実費を支給することができる。
第34条	本規約の細則は、運営委員会の議決で定める。　但し、経費に関するものは、総会の承認を得るものとする。
	昭和58年4月1日制定　　平成2年4月15日改定　　平成6年4月17日改定　　平成16年4月11日改定
	平成19年4月8日改定　　平成24年4月8日改定　　平成25年4月7日改定　　平成29年4月9日改定
	令和年6月4月7日改定

乙金台区区長選考規定

(区長選考委員会)	
第1条	区長選考委員会は乙金台区区長任期満了の60日前までに編成するものとする。
第2条	区長選考委員会は、区長が招集し選考委員の互選により区長選考委員長を決定する。
第3条	区長選考委員は副区長、会計、事務局長、代表幹事、幹事、相談役、監査員、民生・児童委員、少年相談員、少年補導員及び隣組長の互選による３名で区長選考委員会を組織し、区長としての被推薦者を選考（ただし、区長の任期は原則2期までとする）し、本人の承諾を得て、総会において決定する。
第4条	区長選考委員長は被推薦者決定までの経過を直近の総会において報告するものとする。
(区長就任)	
第5条	被推薦者は、総会の席上で受託の意思を表明し区長に就任する。
(区長退任)	
第6条	区長が任期途中に於いて退任の場合は、乙金台区区長選考規定第3条並びに第4条に基づき取り進める。 なお、任期は前任者の残存期間とする。
(執行部編成)	
第7条	区長は直ちに執行部を編成し総会で承認を受けるものとする。
	平成25年4月7日制定
	平成29年4月9日改定
	令和6年4月7日改定

乙金台区規約細則

第１条	区費は１ヶ月５００円とし、４月より翌年３月まで１２回徴収する、但し都合によりまとめて徴収することができる。
第２条	役職手当ては次のとおりとする。但し、役職手当重複の場合は一役職手当のみを支給する。
	区　長　　年額　　１００，０００円
	副区長　　〃　　８０，０００円
	事務局長　　〃　　８０，０００円
	会　計　　〃　　１５０，０００円
	代表幹事　　〃　　７０，０００円
	幹　事　　〃　　３０，０００円
	監査員　　〃　　２０，０００円
	相談役　　〃　　２０，０００円
	各部部長　　〃　　２０，０００円
	運営委員　　〃　　２０，０００円
第３条	隣組長手当は、年額１２，０００円とする。
第４条	公民館に事務員をおくことができる。
	事務員は区長が委嘱し、その服務規程は別に定める。
	昭和５８年４月１日施行　　平成１９年４月８日改正
	平成２年４月１５日改正　　平成２３年４月１０日改正
	平成１６年４月１１日改正　　平成２４年４月８日改正
	平成17年4月10日改正　　平成29年4月9日改正